

厚木市社会教育委員会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）の会議を公開することによって、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、厚木市情報公開条例第7条（平成13年条例第15号）各号の規定に該当する情報について審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 委員会議の会議の公開又は非公開の決定は、委員会議の議長（以下「議長」という。）が当該委員会に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第4条 委員会議の会議の公開方法等は、次のとおりとする。

- (1) 委員会議の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
 - (2) 議長は、必要と認めるときは、傍聴人員を制限できる。
 - (3) 前号の傍聴人員を制限する場合は、先着順又は抽選によるものとする。
- 2 議長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(公開の周知)

第5条 委員会議の会議を公開する場合は、会議の開催日時、会場、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第6条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。

- 2 その他の資料については、議長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影をし、又は録音をしないこと。

- (2) 委員会議委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (3) その他委員会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。
- (庶務)

第8条 委員会議の公開に関する庶務は、委員会議の庶務担当課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。